

一般社団法人 日本熱傷学会
会員資格停止に関する内規について

本学会員が以下の条項に該当する行為を行った場合および会員資格喪失後の再入会について、理事会において、以下の内規を作成しましたのでご周知ください。

一般社団法人 日本熱傷学会 内規

平成 27 年 7 月 制定

第1章 会員資格停止について

第1条 刑法犯に該当する行為を行った会員や行政処分を受けた会員に対して
代表理事は理事会の承認を得たうえで一定期間その会員の資格停止処
分を課すことができる。

第2章 会員資格喪失後の再入会について

第2条 会員資格の喪失に際して特別の理由が有る場合は、社員総会において
その会員に弁明の機会を与えるものとする。また、会員資格喪失後に
再入会を希望する場合は、理事会の承認を必要とする。再入会が認め
られた場合、以前の会員履歴は抹消するものとする。

附 則

1. 本内規は平成 27 年 8 月 1 日より施行する。